



「国民の祝日」について

「国民の祝日」は、[国民の祝日に関する法律](#)（昭和23年法律第178号）により、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために定められた「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」です。

国民の祝日に関する法律では、年間に計16の日が「国民の祝日」とされ、それぞれの日の趣旨が定められています。また、「国民の祝日」は、休日とされています。

[令和7年\(2025年\)及び令和8年\(2026年\)の国民の祝日](#)

[国民の祝日に関する法律](#)

[建国記念の日となる日を定める政令](#)

[各「国民の祝日」について](#)

[※祝日法制定の経緯について](#)

[「春分の日」及び「秋分の日」について](#)

[国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する休日の例](#)

[国民の祝日に関する法律第3条第3項に規定する休日の例](#)

[令和2年\(2020年\)及び3年\(2021年\)の「国民の祝日」の移動について](#)

[関連ホームページ『2025年の祝日は？知ってそうで知らない「国民の祝日」とその趣旨や経緯（政府広報オンライン）』^{PDF}](#)

令和7年(2025年)及び令和8年(2026年)の「国民の祝日」

令和7年(2025年)及び令和8年(2026年)の「国民の祝日」は、以下のとおりです。

○令和7年(2025年)の国民の祝日・休日

名称	日付	備考
元日	1月1日	

名称	日付	備考
成人の日	1月13日	
建国記念の日	2月11日	
天皇誕生日	2月23日	
休日	2月24日	祝日法第3条第2項による休日
春分の日	3月20日	
昭和の日	4月29日	
憲法記念日	5月3日	
みどりの日	5月4日	
こどもの日	5月5日	
休日	5月6日	祝日法第3条第2項による休日
海の日	7月21日	
山の日	8月11日	
敬老の日	9月15日	
秋分の日	9月23日	
スポーツの日	10月13日	
文化の日	11月3日	
勤労感謝の日	11月23日	
休日	11月24日	祝日法第3条第2項による休日

○令和8年(2026年)の国民の祝日・休日

名称	日付	備考
元日	1月1日	
成人の日	1月12日	
建国記念の日	2月11日	
天皇誕生日	2月23日	
春分の日	3月20日	
昭和の日	4月29日	
憲法記念日	5月3日	
みどりの日	5月4日	

名称	日付	備考
こどもの日	5月5日	
休日	5月6日	祝日法第3条第2項による休日
海の日	7月20日	
山の日	8月11日	
敬老の日	9月21日	
休日	9月22日	祝日法第3条第3項による休日
秋分の日	9月23日	
スポーツの日	10月12日	
文化の日	11月3日	
勤労感謝の日	11月23日	

※令和9年(2027年)の国民の祝日は、前年(令和8年(2026年))の2月に掲載します。

[昭和30年\(1955年\)から令和8年\(2026年\)国民の祝日\(csv形式:20KB\)](#) 

[このページの先頭へ](#)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

第1条

自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条

「国民の祝日」を次のように定める。

元日	1月1日	年のはじめを祝う。
成人の日	1月の第2月曜日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
天皇誕生日	2月23日	天皇の誕生日を祝う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	4月29日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日	5月4日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	5月5日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海の日	7月の第3月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
山の日	8月11日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。
敬老の日	9月の第3月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。
秋分の日	秋分	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。
スポーツの日	10月の第2月曜日	スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	11月23日	勤労をたっどび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第3条

「国民の祝日」は、休日とする。

2.「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3.その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

附則

1.この法律は、公布の日からこれを施行する。

2.昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

（参考情報）[祝日法制定の経緯について](#)

[このページの先頭へ](#)

建国記念の日となる日を定める政令(昭和41年政令第376号)

国民の祝日に関する法律第2条に規定する建国記念の日は、2月11日とする。

附則

（省略）

[このページの先頭へ](#)

各「国民の祝日」について

元日	成人の日	建国記念の日	天皇誕生日
春分の日	昭和の日	憲法記念日	みどりの日

こどもの日	海の日	山の日	敬老の日
秋分の日	スポーツの日	文化の日	勤労感謝の日

(※) 随時更新予定です。

[このページの先頭へ](#)

「春分の日」及び「秋分の日」について

祝日のうち、「春分の日」及び「秋分の日」は、法律で具体的に月日が明記されずに、それぞれ「春分日」、「秋分日」と定められています。

「春分の日」及び「秋分の日」については、国立天文台が、毎年2月に翌年の「春分の日」、「秋分の日」を官報で公表しています。詳しくは、[国立天文台ホームページ「よくある質問」\(質問3-1\)](#)を御参照ください。

[このページの先頭へ](#)

国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する休日(例)

いわゆる「**振替休日**」と呼ばれる**休日**です。

「**国民の祝日**」が**日曜日**に当たるとき、**その日の後の最も近い平日**を**休日**とするものです。

令和元年
(2019年)

5月	
日	月
5	6
こどもの日	休日

[このページの先頭へ](#)

国民の祝日に関する法律第3条第3項に規定する休日(例)

前日と翌日の両方を「国民の祝日」に挟まれた平日は**休日**となります。

「敬老の日」は「9月の第3月曜日」であるため9月15日から21日の間で移動します。

「秋分の日」は「秋分日」が9月22日から24日の間で移動します。

このことにより**数年に一度、不定期に現れる休日**です。

平成27年(2015年)

9月		
月	火	水
21	22	23
敬老の日	休日	秋分の日

[このページの先頭へ](#)

令和2年(2020年)及び3年(2021年)における「国民の祝日」の移動について

令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)に限り、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあわせ、「海の日」、「スポーツの日」及び「山の日」が移動しました。

これは、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のための特別措置法の規定による特例的な措置で、令和2年及び令和3年に限り、「海の日」、「スポーツの日」及び「山の日」について、以下のとおりとされました。

令和2年(2020年)

海の日 7月23日
スポーツの日 7月24日
山の日 8月10日

令和3年(2021年)


海の日 7月22日
スポーツの日 7月23日
山の日 8月8日(※)

(※)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第2項の規定に基づき、8月9日は休日となりました。

■ **祝日移動に関するQ & A**など、詳しくは、[首相官邸ホームページ「2021年の祝日移動について」](#)※  を御参照ください。

※令和2年12月21日 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

関連ホームページ

[2025年の祝日は？知ってそうで知らない「国民の祝日」とその趣旨や経緯（政府広報オンライン）](#) 

[ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111(大代表)
内閣府法人番号 2000012010019